

昨今のインフラ長寿命化を 取り巻く状況について

令和5年5月31日

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

1. 新たな「国土形成計画（全国計画）」 の検討状況

新たな国土形成計画(全国計画) 原案(概要)

令和5年5月26日
第19回国土審議会
計画部会 資料2

新たな国土の将来ビジョン

計画期間：2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

時代の重大な岐路に立つ国土《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等)
- ・気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル)、生物多様性の損失

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- ・テレワークの進展による転職なき移住等の場所に縛られない暮らし方・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

デジタルとリアルの融合による 活力ある国土づくり

～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり

～災害等に屈しないしなやかで強い国土～

世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横断の発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

〈広域的な機能の 分散と連結強化〉

- ◆ 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化
- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)
- ◆ 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

〈持続可能な生活圏 の再構築〉

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

- 東京一極集中の是正(地方と東京のwin-winの関係構築)
- 国土の多様性(ダイバーシティ)、包摂性(インクルージョン)、持続性(サステナビリティ)、強靭性(レジリエンス)の向上

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人以上を一つの目安として想定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完)
- 「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を「兼ねる、兼ねる、繋げる」発想への転換)
 - ✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
 - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの加速化
 - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による相乗効果の発揮

持続可能な産業への構造転換

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上 等

グリーン国土の創造

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化)
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再生エネ導入、ハイブリッドダム等) 等

人口減少下の国土利用・管理

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える

国土基盤の高質化

- 防災・減災、国土強靭化、生活の質の向上、経済活動の下支え
 - ✓ 機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化
 - ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
 - ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
 - ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

地域を支える人材の確保・育成

- 包摂的の社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想の実現

分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクト+ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化及び観光(文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靭化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

- 地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- 広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

◆ 未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機(人口減少・流出と利便性低下の悪循環の進行)

- ✓ 中位推計を大きく下回るスピードでの総人口の減少の加速化(直近でも年64万人減少、50年には約1億人まで減少見込み)
- ✓ コロナ禍の影響等による出生数の急減(22年には統計開始以来初の80万人割れ見込み、直近10年間で24万人減少)
- ✓ 人口減少の荒波が中山間地域・小規模都市から地域の中心となる中規模都市(5~30万都市)へと拡大
- ✓ 地域公共交通や地域医療、老朽化するインフラなど、暮らしに不可欠なサービス基盤の崩壊の危機
- ✓ 国土の管理水準の低下がもたらす悪影響の拡大(空き家や所有者不明土地の増加、農地・森林の荒廃等)

◆ 気候危機の深刻化、生物多様性の損失

- ✓ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、切迫する巨大地震による広域にわたる甚大な人的・経済的被害が国難となるおそれ
- ✓ 気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化による地域の暮らしや経済の安全・安心に対する脅威の拡大
- ✓ 地球温暖化の進行による影響の深刻化、社会経済活動の基盤である自然資本がもたらす生態系サービスの脆弱化(2050年カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ(生物多様性の保全)に向けた30by30といった国際公約の実現は不可避の課題)

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

◆ 場所にとらわれない暮らし方・働き方

- ✓ 良質なテレワークの進展による転職なき移住の実現可能性

◆ 新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

- ✓ 若者世代を含めた地方への移住希望者の増加
- ✓ 関係人口の拡大ポテンシャルの高まり
- ✓ 地方における経済的豊かさの優位性

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

◆ 激化する国際競争(ヒト・モノ・カネの吸引力低下)

- ✓ 我が国の国際競争力の相対的低下
- ✓ 国際的なDX、GXの潮流と競争の激化

◆ 緊迫化する国際情勢

- ✓ ロシアによるウクライナ侵攻等によるエネルギー・食料の海外依存リスクの高まり(一次エネルギー自給率12%、食料自給率(カロリーベース)38%)
- ✓ 東アジア情勢など安全保障上の脅威の拡大

現在及び将来にわたって直面する様々な危機に対する切迫感を国民全体で共有し、この難局を乗り越え、社会経済の構造的な変化を未来の成長につなげるチャンスとして捉え、諸課題の解決に果敢にチャレンジしていくことが不可避。課題解決先進国として国際社会に貢献していく覚悟と気概を持ち、その具体策を講じていくことが、将来世代に対する重大な責務。

国土形成計画(全国計画) 国土づくりの目標と基本的方向性

令和5年5月26日
第19回国土審議会計画部会 資料3-2

新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～

<p>デジタルとリアルの融合による 活力ある国土づくり ～地域への誇りと愛着に根ざした地域価値の創造～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ローカルの視点(地方創生×デジタル) <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタルの徹底活用により、場所と時間の制約を超え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成による個人と社会全体のWell-beingの向上 ➢ リアルとデジタルの融合による先端技術サービスの実装の加速化 ➢ コンパクト+ネットワークによる持続可能な地域づくり(都市・地域空間のコンパクト化と地域交通の再構築) ➢ 地域産業の効率性・生産性・持続性の向上 等 ○グローバルの視点(DX,GX,国内外ネットワーク強化等を通じた国際競争力の強化) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 成長産業への構造転換・投資促進、産学官連携によるスタートアップ、イノベーションの促進 ➢ リニア中央新幹線により三大都市圏を1時間で結ぶ新たな交流圏の形成の効果・魅力を活かした我が国の成長を牽引する国際競争力の強化 ➢ 世界と各地域との直接交流の拡大、地方発のグローバル産業・人材の育成 等 	<p>巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり ～災害等に屈しない強靱な国土～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巨大災害から国民の命と暮らしを守る防災・減災,国土強靱化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 巨大地震・津波、火山噴火、水災害、雪害等に対する事前防災、事前復興の観点からの地域づくり ➢ 災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導 ➢ 予防保全型インフラメンテナンス 等 ○気候変動対策の主流化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2050年カーボンニュートラル、2030年度46%削減目標の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進 ➢ 気候変動適応策の推進 等 ○緊迫化する国際情勢への対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギーの安定供給、食料安全保障の強化 ➢ 経済安全保障の観点からの基幹的なインフラの安全性・信頼性の確保 ➢ 安全保障環境上の課題の深刻化に対する国土基盤の機能高度化 ➢ 有人国境離島地域の保全、重要土地等調査法に基づく調査等の実施 等 	<p>世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり ～森の国、海の国、文化の国～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ネイチャーポジティブの実現に向けた自然資本の保全・拡大を通じた自然と共生する地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 30by30目標の実現や森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成 ➢ SDGsやNbSの考え方に根差したグリーンインフラやEco-DRRの取組の推進 等 ○多様な恵みを楽しむ森づくり,海づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用 ➢ 海洋の持続可能な利用・開発 等 ○文化芸術立国の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化芸術の活用を通じた地域活性化 等 ○地域の自然,文化の魅力を活かした観光振興 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然、文化の保全と観光の両立を図る持続可能な観光地域づくりの推進 ➢ コロナ禍で激減したインパウンドの回復、国内旅行需要の喚起 等
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

国土づくりの基本的視点

<p>民の力を最大限発揮する官民連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民、NPO等地域団体、企業、大学等と行政の連携により、地域を共に創る ✓ 個人や企業等の意識・行動の変容を促す 	<p>デジタルの徹底活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 場所や時間の制約を克服したサービスや活動による地域課題解決 ✓ 分野の垣根を越えたデータ連携とデジタル技術の社会実装の加速化 	<p>生活者・利用者の利便の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人と社会全体のWell-beingの増大に向けた生活者・利用者目線での地域課題解決 	<p>縦割りの打破 (分野の垣根を越えた横串の発想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 分野間での情報共有や連携により、共通課題解決に向けたプラットフォームの構築等
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地域生活圏の形成に資する具体的な取組のイメージ例② 国土交通省

令和5年2月3日
第16回国土審議会
計画部会 資料1

取組テーマ	地域生活圏における取組の方向性(地方創生×デジタル)
遠隔医療を活用した地域医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔診療(オンライン診療)の普及を含めた質の高い医療の効率的な提供体制の確保や将来の医療需要に応じた地域医療構想の実現 ◆必要な医療へのアクセスを確保するためのまちづくりや地域公共交通との連携
遠隔・オンライン教育を活用した質の高い教育環境の提供	◆5Gを活用した遠隔・オンライン教育の普及による、離島やへき地などにおける質の高い教育環境の提供
テレワークの普及等による転職なき移住、二地域居住等の推進	◆「転職なき移住」が実現可能なテレワークを基本とした勤務形態の普及等を踏まえ、サテライトオフィスの整備、空き家等を活用した移住や二地域居住等の環境の整備等による地方への人の流れの創出・拡大
持続可能なインフラメンテナンスシステムの構築	◆各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする仕組みの構築
地域におけるエネルギーの地産地消・レジリエンス強化	◆地域における地産地消による効率的なエネルギー利用、レジリエンス強化等に資する自立・分散型エネルギーシステムの構築
地域の森林資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の森林資源の循環利用を確立し、「都市(まち)の木造化」による木材の利用拡大等の推進 ◆林道等の路網や森林資源情報等の地域の生活・経済基盤を整備するとともに、デジタル技術等を活用した「新しい林業」や健康・観光・教育など多様な分野で森林空間を活用する新たな森林サービス産業の創出
民間事業者等による地域課題解決型ビジネスモデルの創出	◆民間事業者等が地方自治体等と連携し、買物支援等の地域課題解決と事業継続に必要な収益確保との両立を目指すビジネスモデルの創出

国土基盤の高質化(ストック効果の最大化に向けた戦略的マネジメントの徹底)

令和5年5月26日
第19回国土審議会計画部会 資料2

国土基盤が果たすべき機能・役割が最大限に発揮されるよう、**安定的・持続的な公共投資の見直し**を持ち、計画的な整備や維持管理更新、効果的活用を通じた**戦略的マネジメントの徹底**により、**ストック効果を最大化**。

国土基盤の機能・役割の最大限の発揮(機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化)

地域の安全・安心を支える

- 国土強靱化基本計画に基づき、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を推進

地域における生活の質を向上する

- 地域生活圏の形成に向けた取組とも連動し、生活者の視点を重視して、デジタルの徹底活用により、リアルな地域空間の質的向上を図る

経済活動を下支えし、生産性を高める

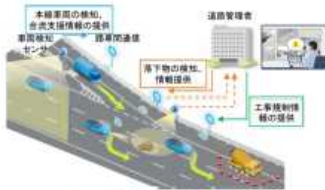
- 移動時間の短縮や定時性の向上、生産活動の効率化や高度化等により民間投資を誘発し、様々な経済活動を下支え

国土基盤の高質化に向けた戦略的マネジメントの徹底

社会経済状況の変化に応じた国土基盤の機能高度化

DX

- 光ファイバ・5G等のデジタルインフラ
- 国土基盤におけるデジタル活用 等



自動運転車の走行支援



ヒトを支援するAIターミナルの実現

GX

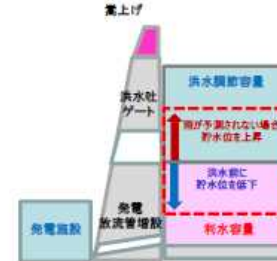
- 電力系統等のエネルギーインフラ
- 国土基盤における脱炭素化 等



カーボンニュートラルポートの形成

賢く使う観点からの国土基盤の複合化・多機能化・効果最大化

- 縦割り排除による複合的・多目的活用
- ソフト施策と組み合わせた効果最大化 等



ハイブリッドダムのイメージ



「道の駅」の防災機能の整備・強化

リダンダンシー確保、安全保障

- 交通等の全国的な強靱なネットワーク機能の強化
- 安全保障の観点からの公共インフラの整備等 等



中部圏 東海環状自動列車運転(2026年度全線開通予定)
※開通後、各駅停車は廃止

ミッシングリンクの解消



貨物鉄道ネットワークの強化

PPP/PFI

- コンセッション等のPPP/PFIの活用拡大
 - ✓ 原則、全空港へのコンセッションの導入促進
 - ✓ 上下水道、工業用水道等でのコンセッション拡大
 - ✓ Park-PFI、高速道路SA/PAのPFI 等



空港コンセッション



下水道(民間収益施設併設)

戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮

- 予防保全型メンテナンスへの本格転換、広域的・戦略的マネジメント
- 新技術・官民連携手法の普及による高度化・効率化 等



地域インフラ群再生戦略マネジメント ドローンを活用したインフラの点検

2. 新たな「国土強靱化基本計画」 の検討状況

新たな国土強靱化基本計画 骨子案(概要)

資料の 国土強靱化

令和5年4月7日

国土強靱化推進本部 第17回会合 資料2

国土強靱化のこれまでの主な取組【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等により推進】

事前防災	災害発生時の被害の最小化	応急対応	災害発生後の被害の拡大防止	より良い復興	一日も早い被災地の復興
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の耐震化 ○学校施設、社会福祉施設等の耐震化 ○密集市街地対策の推進 ○無電柱化の推進 ○流域全体で行う「流域治水」の推進 ○ため池のハード及びソフト対策の推進 ○総合的な土砂災害対策の加速化・強化 ○事前防災・減災のための治山対策等の推進 ○火山災害対策の推進 ○雪害対策の推進 ○港湾・漁港における津波避難対策の実施 ○海岸堤防等の整備 ○インフラ老朽化対策等のための戦略的な維持管理・更新の推進 	<p>(戸建て住宅)</p> <p>耐震改修のイメージ</p> <p>流域治水のイメージ</p> <p>防り強い海岸堤防(緑の防潮堤含む)の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人工衛星を活用した被害状況の迅速な把握 ○災害時の迅速な道路啓開の対応能力強化 ○道路等交通ネットワークの機能強化 ○各種災害を想定した防災訓練の実施 ○緊急消防援助隊の活動体制の充実強化 ○地域防災力の中核となる消防団の充実強化 ○警察・消防・自衛隊等の装備資機材の充実 ○学校施設等の避難所としての防災機能の強化 ○災害派遣医療チーム(DMAT)の養成 ○災害拠点病院等の給水設備や自家発電設備の整備 ○災害時の応援職員確保 	<p>道路啓開により緊急車両が通行可能</p> <p>津波を想定した防災訓練</p> <p>DMATの活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災の担い手の確保等の推進 ○農山漁村コミュニティの維持・活性化 ○民間企業等におけるBCPの策定促進 ○復興まちづくりのための事前準備の推進 ○災害時のエネルギー供給確保 ○送電網の整備・強化 ○被災者生活再建等個人向けの支援制度情報の集約 ○災害廃棄物処理計画の実効性の確保 ○3次元データ活用等による工事の効率化 ○無人化施工に関する技術開発 ○土地境界等を明確化する地籍調査の推進 	<p>防災の担い手による排水路清掃</p> <p>送電網の整備・強化</p> <p>3次元データ活用等による工事の効率化</p> <p>無人化施工による遠隔操作</p>

国土強靱化にあたって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

① 国土強靱化の理念に関する主要事項	② 分野横断的に対応すべき事項	③ 社会情勢の変化に関する事項	④ 近年の災害からの知見
<ul style="list-style-type: none"> ○「自律・分散・協調」型社会の促進 ○事前復興の発想の導入促進 ○地震後の洪水などの複合災害への対応 ○南海トラフ地震などの巨大・広域災害への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境との調和 ○インフラの強靱化・老朽化対策 ○横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者への対応) 	<p>新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動の影響 ○グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現 ○国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給 ○SDGsとの協調 ○デジタル技術の活用 ○パンデミック下における大規模自然災害 	<p>新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害関連死に関する対策 ○コロナ禍における大規模自然災害

新たな国土強靱化基本計画 骨子案

令和5年4月7日
国土強靱化推進本部 第17回会合 資料2

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護	②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	④迅速な復旧復興
--------	------------------------------	-----------------------	----------

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規
デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
をはじめとした
官民連携強化

新規
地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

※老朽化対策の記載
脆弱性評価(第2章)

○本計画を策定するにあたって脆弱性評価を実施
○4つの基本目標の達成のために、「6つの事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる「35の起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

国土強靱化の推進方針(第3章)

○12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

○PDCAサイクルにより、35施策グループの推進計画(推進方針、定量的指標)と、その推進のための主要施策を「年次計画」として推進本部がとりまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
○社会情勢の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

12の個別
施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的
分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

巨大・広域災害、気候変動等に対応する、災害等に屈しない強靱な国土の形成

賢く使う観点からの国土基盤の複合化・多機能化・効果最大化

- ・多目的ダム水力発電強化等、民間資金も活用した「ハイブリッドダム」の取組を令和4年7月から開始
- ・道の駅の防災拠点化



多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワークの強化を通じ、国土全体における連結を強化

- ・道路ネットワークのミッシングリンクの解消、三大都市圏環状道路、地方都市の環状道路等の高規格道路の整備
- ・リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ日本中央回廊（仮称）の形成

戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮

- ・予防保全型メンテナンスへの本格転換
- ・メンテナンスの高度化・効率化

災害の激甚化・頻発化に対応

あらゆる国土基盤を賢く使い、高質化を図りながら、災害に屈しない国土を形成

危険な盛土等による災害からのちとくらしを守る対策

- ・令和5年5月に施行される盛土規制法により、危険な盛土等を全国一律基準で包括的に規制

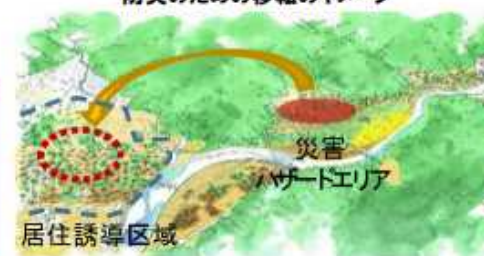


死者28名、住宅被害98棟

防災の観点からより安全なエリアへの移転

- ・令和4年度から災害レッドゾーンでの自己の業務用施設の開発を原則禁止

防災のための移転のイメージ



国土強靱化を推進する上での基本的な方針

※赤字は新たな基本計画に追加

令和5年4月7日

国土強靱化推進本部 第17回会合資料2

新たに打ち出す5本柱【基本的な方針】

国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

防災インフラ(河川・ダム、砂防・治山、海岸等)の充実・強化を図り、予防保全により適切に維持管理する

- ①被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
・河川・ダム、砂防・治山、海岸等における計画的な事前防災、改良復旧など
・多目的ダムに民間資金も活用し、「ハイブリッドダム」の取組
- ②**予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策**
・**LCC低減**やメンテナンス体制構築のための広域的・戦略的なマネジメント
- ③ダム等のインフラの事前防災の強化
・ダムの事前放流など、より一層の操作の高度化・効率化
- ④避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化
・地域コミュニティの災害対応の拠点でもある小中学校施設の環境改善
- ⑤自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)の活用
- ⑥建設・医療をはじめ国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなど ライフラインの強靱化

交通(道路、鉄道、空港、港湾等)、通信、エネルギーなどのライフラインを強化し、かつ代替性を確保する

- ①壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
・地震発生時に直接死を可能な限り軽減させるよう適切な設計・施工・維持管理
- ②人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保、防災拠点の整備
・複数経路での物資輸送の確保や防犯カメラ整備、日本赤十字会(厚労省)の取組
- ③**予防保全型メンテナンスへの本格転換など交通・通信・エネルギーインフラ施設の老朽化対策**
・**LCC低減**やメンテナンス体制構築のための広域的・戦略的なマネジメント
- ④災害発生時に必要な防災対応の確保
・携帯端末用の通信施設の自家発電の完備、必要な燃料の備蓄・調達
- ⑤災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
・再生可能エネルギーや蓄電池等の導入・輸入・備蓄による食料の確保と供給体制の充実
・農業・工業・生活用水におけるシステムの改善、施設の強靱化

デジタル等新技術の活用による 国土強靱化施策の高度化

デジタル技術を含めて積極的に新技術を活用し、災害対応力の向上など、国土強靱化施策の高度化を図る

- ①線状降水帯の予測精度向上などにより気象・気候予測の課題をデジタルで克服
- ②事前防災、地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
- ③被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタルを最大限活用
- ④災害時における個人確認の迅速化・高度化
- ⑤デジタルを活用した地方都市の安全・安心の確保
- ⑥災害時にもデータを失うことがないよう分散
- ⑦**ロボット、ドローン、AI等の活用**
- ⑧デジタルを活用した効率的な道路・交通管理
- ⑨その他様々な地域の課題をデジタルで解決

災害時における事業継続性 確保をはじめとした官民連携強化

サプライチェーンの強靱化も含め、災害が発生しても民間経済活動が継続できるよう官民の連携を図る

- ①国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
- ②民間所有の施設でも早期に強靱な構造物へ補強可能な支援
- ③民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
- ④非常電源設備をはじめ民間施設のライフライン確保
- ⑤**防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化**
- ⑥企業等による被災者への支援
- ⑦医療の事業継続性確保の支援
- ⑧大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保

地域における防災力の一層の強化

地域の特性に応じて、国民一人ひとりの多様性を踏まえた、地域コミュニティの強靱化など、地域防災力の向上を図る

- ①避難生活における災害関連死の最大限防止
- ②地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
- ③地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
- ④DEI(多様性、公平性、包摂性)の観点を踏まえたSDGsとの協調
- ⑤男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
- ⑥高齢者、障害者、子ども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
- ⑦若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
- ⑧外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
- ⑨地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
- ⑩地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
- ⑪国際社会との連携による被災地域の早期復興
- ⑫近傍／遠距離の地方公共団体の交流などを通じた被災地相互支援の充実
- ⑬国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

3. 經濟財政諮問會議

インフラ老朽化対策に係る直近の政府方針等

令和5年第5回経済財政諮問会議

日時：令和5年4月26日(水) 17:00～17:45

場所：総理大臣官邸 2階小ホール

出席者：岸田総理大臣(議長)、関係閣僚、日銀総裁、民間議員※

※民間議員：十倉 雅和氏、中空 麻奈氏、新浪 剛史氏、柳川 範之氏

議事：(1)成長と分配の好循環を生み出す経済財政政策に向けて

(2)経済・財政一体改革（非社会保障）、国土形成計画



●有識者提出資料

【ポストコロナの経済・財政一体改革における重点課題（案）
～地方行財政、文教・科学技術、社会資本整備等 における投資効率の向上～】

（社会資本整備等）

- 地方の人口減少が深刻化し、**既存のインフラストックの減耗、老朽化が進んでおり、広域的・戦略的インフラマネジメントをより重視する必要**。例えば、**管理者によるインフラごとの特性を踏まえた優先順位付け、最低限のインフラマネジメント基準設定、こうした対応が困難な地域においては広域連携の活用など、地域の実情に応じたインフラマネジメント手法を示し、各自治体における取組を促進すべき**。新たな国土形成計画においてもこうした視点を取り込むべき。

●岸田総理指示

「本日の議論を踏まえ、…（中略）…齊藤大臣においては、

広域的・戦略的インフラマネジメントの推進や、物流2024年問題へのDXの推進等を含む**実効性のある対応などについて、重点的に取り組んでください**。」

●柳川議員(経済・財政一体改革推進委員会 会長)提出資料抜粋

【社会資本整備等】

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築

- ・ インフラを「個別」ではなく「群」として捉え、面的に維持管理を考えていくことが重要であり、地域において取組を進めていくための具体的な方法を検討する必要。
- ・ 自治体における施設の集約・再編等の検討・実施が進むよう、単なる事例集に留まらない工夫（内容の充実化）や、手引き・ガイドラインの存在をしっかりと認識してもらうための工夫が必要。
- ・ やみくもに施設の集約・再編等を行えば良いというものではないが、施設の経年数だけでなく、様々な環境（施設利用者や施設管理可能者の有無等）を踏まえた評価があっても良いのではないか。
- ・ 地域の面的なインフラ群の管理を定着させていく上では、デジタルも活用し、国土形成計画の「地域生活圏の形成」に資する取組としてうまく接続していくことが重要。
- ・ 規制の見直しに加え、テクノロジーマップ・技術カタログの整備・活用等により、特に地方自治体においてドローン等の活用を広げていくことが大きな課題。

**参考① 経済財政諮問会議
国と地方のシステムワーキング・グループ**

持続可能なインフラメンテナンスサイクル構築について



令和5年4月19日
内閣府政策統括官(経済社会システム担当)



経済・財政一体改革推進委員会(R5.3.23)において示された検討課題

参考資料 3 - 3
社会資本整備等

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

各インフラ施設における点検、修繕、集約・複合化等の実施状況 (改革工程表FU資料に基づき整理)

- ▶ 個別施設毎の維持管理・更新の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」の策定や点検の実施については進捗が見られる。点検結果等に基づき、修繕や集約・複合化等を着実に実施する必要。

インフラ施設	個別施設計画の策定率	点検実施率	修繕実施率	施設の集約・複合化等 (2021実施数)	施設の集約・複合化等 (2022以降計画数)
道路(橋梁)	97%	61%(2巡目)※	61%	363	739
道路(トンネル)	87%			12	28
河川	99%	100%	24%	10	40
ダム	99%	100%	88%	0	0
砂防	100%	100%	91.7%	0	0
海岸	99%	97%	86%	75	0
下水道	100%	19%(2巡目)※	54%	89	193
港湾	100%	98%	84%	14	34
空港	100%	100%	100%	0	6
鉄道	100%	100%	14%	7	0
自動車道	100%	100%	42%	0	1
航路標識	100%	85%	58%	8	6
公園	99%	99.6%	55%	84	93

※法令上「5年に1度の定期点検」が義務付けられており、道路は令和元年度から、下水道は令和3年度から2巡目点検を開始。1巡目点検の点検実施率はともに100%。

経済・財政一体改革推進委員会(R5.3.23)において示された検討課題

参考資料3-3
社会資本整備等

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

各インフラ施設における点検、修繕、集約・複合化等の実施状況 (改革工程表FU資料に基づき整理)

(続き)

インフラ施設	個別施設計画の策定率	点検実施率	修繕実施率	施設の集約・複合化等 (2021実施数)	施設の集約・複合化等 (2022以降計画数)
農業水利施設	100%	100%	20%	7	4
農道	100%	100%	32.4%	0	0
農業集落排水施設	100%	100%	47.1%	8	67
林道施設	100%	100%	14%	0	0
治山施設	100%	100%	17%	0	0
地すべり防止施設	100%	100%	18%	0	0
漁港施設	100%	100%	46%	5	0
漁場の施設	100%	100%	64%	6	0
漁業集落環境施設	100%	100%	73%	4	5
水道	99%	88%	91%	396	382
福祉施設	79.5%	87.3%	18.5%	178	155
医療施設	72%	94.5%	23%	4	6
学校施設	98%	99%	86%	321	799
社会教育施設	84%	92%	85%	137	430
文化施設	85%	96%	86%	12	76
スポーツ施設	84%	92%	86%	50	181
一般廃棄物処理施設	91%	66.5%	62.9%	40	345

【参考】インフラ長寿命化に向けた計画の体系

インフラ長寿命化基本計画 (国)

H25.11 関係省庁連絡会議決定

○インフラの長寿命化に関する基本方針

- ・目標とロードマップ
- ・基本的な考え方
- ・インフラ長寿命化計画の基本的事項
- ・必要施策の方向性
- ・国と地方の役割
- ・産学界の役割 等

インフラ長寿命化計画(行動計画) (国の全分野)

※省庁毎に策定

国土交通省	H26.5策定	R3.6改定
農林水産省	H26.8策定	R3.3改定
法務省	H27.1策定	R3.3改定
警察庁	H27.3策定	R3.5改定
経済産業省	H27.3策定	R4.3改定
厚生労働省	H27.3策定	R3.3改定
文部科学省	H27.3策定	R3.3改定
防衛省	H27.10策定	R4.3改定
内閣府	H28.2策定	R3.8改定
外務省	H28.3策定	R4.3改定
環境省	H28.3策定	R3.4改定
財務省	H28.3策定	R4.3改定
総務省	H28.3策定	R3.9改定

○基本計画の目標達成に向けた行動計画

- ・対象施設
 - ・計画期間
 - ・所管インフラの現状と課題
 - ・中長期的な維持管理・更新コストの見通し
 - ・必要施策の具体的な取組内容と工程
 - ・フォローアップ計画
- ※施設特性に応じて必要施策を具体化

[施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)]

インフラ長寿命化計画(行動計画) (自治体レベルの全分野)

※自治体毎に策定

公共施設等 総合管理計画

道路

河川

公共建築物

道路

河川

公共建築物

○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

(国土交通省より提供)

社会資本整備等

検討課題

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

<背景>

高度経済成長期以降に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行している一方で、市町村における技術系職員数や土木関係予算は減少傾向にあり、今後も大幅な増加は見込み難い中でも、地域にとって重要なインフラは維持管理し続けていくことが課題。（参考資料3-3）

<WGでの論点>

体制（人手・予算）に課題を抱える地方自治体等において、予防保全型インフラメンテナンスを進め、持続可能なメンテナンスサイクルを構築するための方策（メンテナンスの優先順位付け、利用実態等を踏まえた基準に基づく施設の集約・再編等を含む広域的・戦略的なマネジメントの推進）について議論する。

点検・診断などの業務へのドローン・AI等の導入について、先行事例の他分野への横展開や、中小規模の自治体における導入促進に向けて、関連する取組を報告の上、議論する。

広域的・戦略的なインフラマネジメントに関する委員からの主な御意見

(経済・財政一体改革推進委員会・国と地方のシステムWG、R4.4～)

- 地域における複数の異なる種類のインフラを群として捉えて、複数種のインフラを横串を刺して計画的に管理していくという予防保全の考え方をぜひ導入していくべき。
- 個々の施策は適切なものと感じられるが、各地域が賢明な自己決定に基づいて公的ストックの適正化を進めることができるよう能力・資源面からの支援を行う点で共通しているように思われる。しかし問題は、そのような判断を怠り漫然と現状のストックを抱え続ける地域があり得るということではないか。地方自治の本旨を踏まえれば、どのようなストックの状況が適切かを国が一方的に判断・評価することは望ましくないと考えるが、当事者において類似自治体や近隣との比較に基づいて実質的な判断を行なうことができるよう、現状に関する情報を総合的に把握して提示する必要があるのではないか。
- 広域インフラマネジメントの推進を群として捉えようとしていることが先駆的と思うが、実質的に自治体・県と国の役割分担については柔軟な体制づくりを進めてもらいたい。DXで横展開が可能になっていることを踏まえれば、従前のような自治体を越えた提案が可能となっていることから、広域的・戦略的なインフラマネジメント推進の狙いは、横串のためのデータ基盤の共有化など、個別技術開発の一步先を見据えた活動を進めてもらいたい。
- デジタル田園都市の効果を可視化することが重要だが、都市規模によっては闇雲な合併・統合のような形ではなく、枯れた技術の水平展開とデジタル化で横展開することで財政効果を発揮できる可能性があるため、このあたりの対応についても考えてもらいたい。広域化・統合化の副作用に配慮したKPIの設定が必要。

広域的・戦略的なインフラマネジメント(国土交通省の取組状況)

これから取り組むべき方針 (R4.12.2公表 社整審・交政審 技術部会の提言より抜粋)

市区町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、個別施設のメンテナンスだけでなく、発展させた考え方のもと、インフラ施設の必要な機能・性能を維持し国民・市民からの信頼を確保し続けた上で、よりよい地域社会を創造していく必要がある



各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントとすることが必要



『地域インフラ群再生戦略マネジメント』を推進
⇒ 推進イメージは、図1(計画策定プロセス)・図2(実施プロセス)

(推進にあたっての留意点)

メンテナンス市場の創出・自立化 / DXによる業務の標準化・効率化



- ・事業者及び市区町村がそれぞれ機能的、空間的及び時間的なマネジメントの統合を図ることで持続可能なインフラメンテナンスを実現
- ・国民の理解と協力から国民参加・パートナーシップへの進展等を通じた多様な主体による「総力戦」での実施体制の構築を図る

(国土交通省より提供)

広域的・戦略的なインフラマネジメント(国土交通省の取組状況)

図1:地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進イメージ<計画策定プロセス>

複数・多分野の施設を「群」としてまとめて捉え、地域の将来像に基づき将来的に必要な機能を検討

- ①維持すべき機能
- ②新たに加えるべき機能
- ③役割を果たした機能
に再整理し、個別インフラ施設の維持/補修・修繕/更新/集約・再編/新設等を適切に実施

- ・**地域特性**
(人口、交通、インフラの数や状況等)
- ・**地方公共団体間の機能的なつながり**
などを踏まえて**対象エリア**を設定

検討主体

主体は、地方公共団体であるが、国・都道府県・市区町村が一同に会し、検討を進める会議・組織を設置することが考えられる

対象エリア
(イメージ)

道路/河川・砂防・海岸管理施設/
鉄道/港湾/空港/下水道/
公園/公営住宅 等

B町

C村

...

※対象エリアを越える圏域も含めた必要な機能を考慮する必要

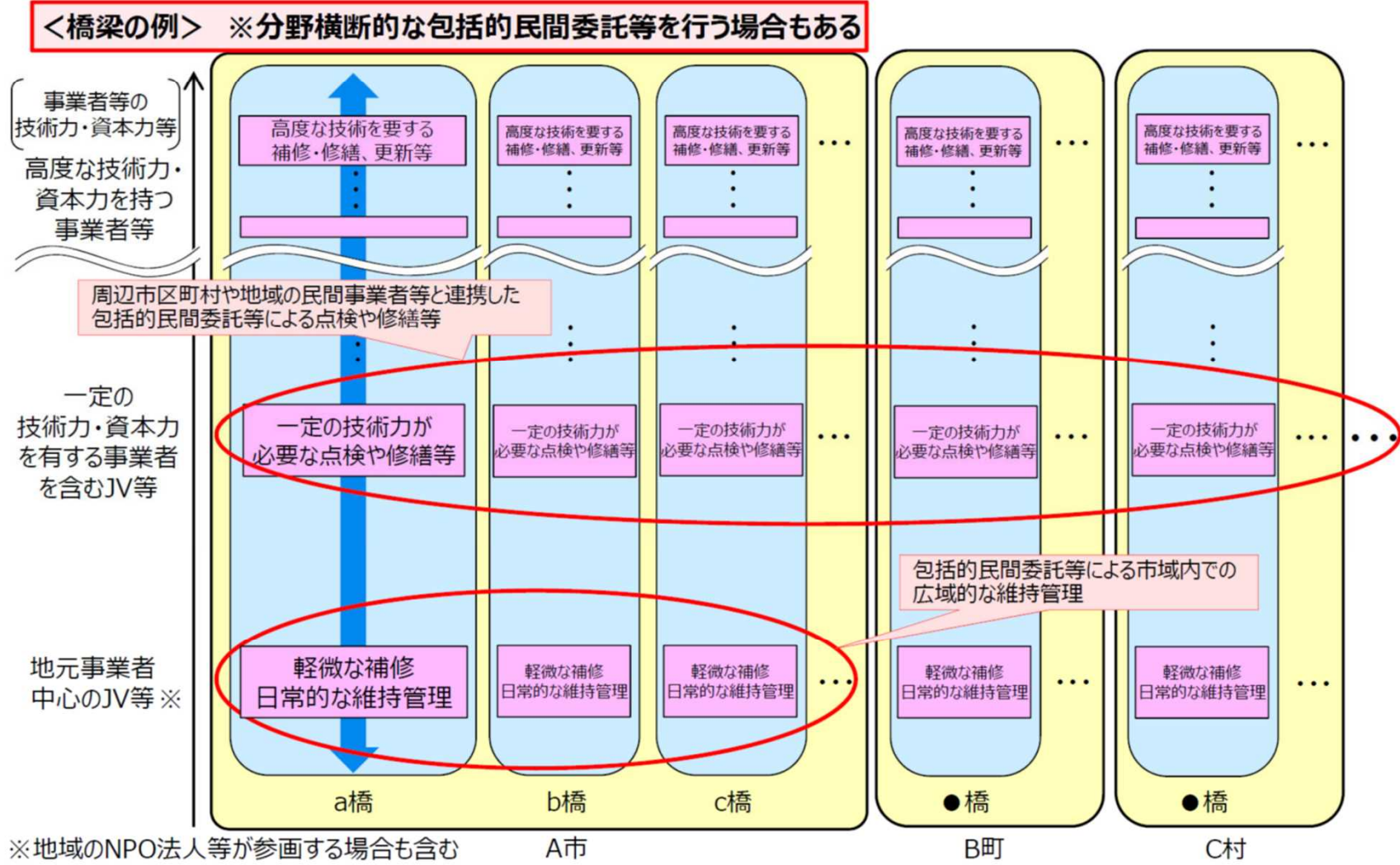
広域の道路や
鉄道ネットワーク
のつながり 等

※例えば、規模の大きな市や、単一の地方公共団体からなる離島など、単一の市区町村で検討を進めることが適切な場合も考えられ、それぞれの地域の実情に応じて個別に判断

(国土交通省より提供)

広域的・戦略的なインフラマネジメント(国土交通省の取組状況)

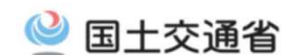
図2:地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進イメージ<実施プロセス>



(国土交通省より提供)

広域的・戦略的なインフラマネジメント(国土交通省の取組状況)

集約・再編等によるインフラストック適正化の推進(ガイドライン・事例集)

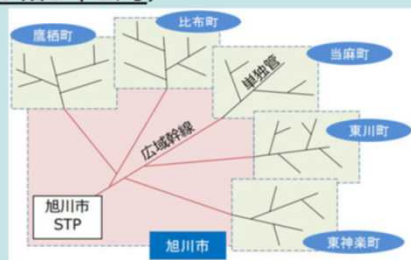


- 人口減少等による地域社会の変化や将来のまちづくり計画等を踏まえ、必要性の減少や地域のニーズ等に応じたインフラの廃止・除却や機能転換等を行う「**集約・再編等**」による**インフラストック適正化**の取組を推進する。
- 地域がインフラの**ストック適正化**に向けた基本方針や目指すべき維持管理水準等について検討・判断できるよう、各施設分野における集約・再編等の基本的な考え方や先進事例の概要・経緯等をまとめた**ガイドライン・考え方・事例集等を作成・公表**し横展開を図っている。

■ 各施設分野におけるガイドライン・事例集等による横展開の例

<下水道の広域化・共同化>

- ✓ 関係4省（総務省、農水省、国交省、環境省）連名にて、都道府県に対して、**令和4年度までの広域化・共同化計画の策定を要請**するとともに、**計画策定のためのマニュアルを作成・公表**（令和2年4月改定）。
- ✓ 複数市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理などの**先進的な取組を事例集として公表**（最新版：令和5年3月）



汚水処理の集約化のイメージ

<都市公園の再編>

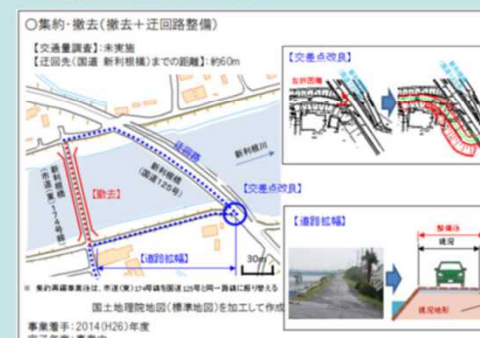
- ✓ 都市機能の向上等に資する都市公園の**ストック再編**を推進するため、統廃合を行う場合の考え方、事例等を盛り込んだ「**都市公園のストック効果向上に向けた手引き**」を作成・公表（平成28年5月）。



遊休市有地を活用し、2公園を統合した事例

<道路橋の集約・撤去>

- ✓ 地方公共団体における取組の一助となることを目的に、道路橋の集約・撤去の取組事例をとりまとめた「**道路橋の集約・撤去事例集**」を作成・公表（令和4年3月）。
- ✓ 取組事例の概要や経緯のほか、**集約・撤去を進める上での検討項目・留意事項**を記載。

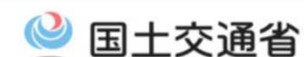


事業概要、位置図、経緯など具体的に紹介

(国土交通省より提供)

広域的・戦略的なインフラマネジメント(国土交通省の取組状況)

道路橋の集約・撤去事例集の概要



□集約・撤去事例集の公表目的と位置付け

- 今後、道路橋等の維持管理・更新費の増加が懸念される中、持続可能な道路管理を実現するためには、従来の事後保全から予防保全への早期転換を図るとともに、老朽化対策の一つとして、地域の実情や利用状況などに応じ、集約・撤去を選択肢として検討していくことが重要。
- 地方公共団体に向け実施した「集約・撤去に関するアンケート」では、「地元や利用者の理解が得られない」が約6割、「集約・撤去を進める順序・作業内容がわからない」が約2割を占めるなど集約・撤去を進めるうえでの課題が明らかになっている。
- そのため、地方公共団体における取組の一助となることを目的に、本事例集では、集約・撤去の取組事例をもとに、好事例や参考となる情報をとりまとめて公表。

□各章における主な記載事項および活用例

目次構成		記載事項	活用例
1.はじめに		本事例集を作成する背景等を記載	—
2.道路橋における集約・撤去の意義		地方公共団体において、集約・撤去に取り組むきっかけを与えられるように、道路橋における集約・撤去の必要性、集約・撤去に取り組むメリットを整理	利用者・住民等に対して集約・撤去の必要性を説明する際の参考とする
3.道路橋における集約・撤去事例		取組事例として、対象橋梁の概要、位置図、事業内容、集約・撤去の経緯、担当課を紹介	集約・撤去の対象候補を抽出・選定する際や事業内容を検討する際に参考とする
4.集約・撤去を進めるうえでの検討項目・留意事項	4.1 主な検討項目	集約・撤去を進めるうえでの事業着手までの主な検討項目(検討事例)を一覧表として記載	集約・撤去を進めるうえで、どのような検討が必要かを把握する際に参考とする
	4.2 計画・調整段階	長寿命化修繕計画策定時における検討事例、留意事項を記載(対象候補の抽出事例、コスト効果算出事例等)	管理橋梁全体から集約・撤去対象候補を抽出する等、計画策定時の検討事項として参考とする
	4.3 利用者・住民との合意形成	利用者・住民との合意形成事例、留意事項を記載	利用者・住民との合意形成時に参考とする
	4.4 関係機関との協議	関係機関との協議における留意事項を記載	関係機関との協議時に参考とする

広域的・戦略的なインフラマネジメント(農林水産省の取組状況)

- **土地改良長期計画**：ロボットやICT等も活用した施設の計画的かつ効率的な補修・更新等による戦略的な保全管理の徹底、柔軟な水管理を可能とする整備等の推進（令和3年3月閣議決定）
- **みどりの食料システム戦略**：食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造（令和3年5月みどりの食料システム戦略本部決定）
- **全国森林計画**：適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進（令和3年6月閣議決定）
- **森林整備保全事業計画**：長寿命化対策の推進（令和元年5月閣議決定）
- **漁港漁場整備長期計画**：持続可能なインフラ管理の推進（令和4年3月閣議決定）

○ 土地改良長期計画

農業者の高齢化・減少が進む中でも農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約や再編、統廃合等のストック適正化、柔軟な水管理を可能とするICTを活用した整備を推進し、維持管理費の節減を図っていく必要がある。

なお、施設の点検や機能診断等の更なる省力化・高度化を図るため、ドローン等のロボットやAI等の利用及び状態監視技術に関する研究開発、実証調査を引き続き推進していくことが重要である。

○ みどりの食料システム戦略

環境との調和に配慮しつつ、省力化等による農業の成長産業化を図る農業生産基盤整備、多様な人が住み続けられる農村の進行を図る条件整備や農業・農村の強靱化を図る防災・減災対策、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用の促進

○ 全国森林計画

既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト削減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。

衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進する。

○ 森林整備保全事業計画

治山施設や林道等について、それぞれの施設の特性等を踏まえつつ、既存施設の機能強化等を含め、計画的な維持管理・更新等を図る長寿命化対策を推進する。

○ 漁港漁場整備長期計画

老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設、漁業集落排水施設等について、機能保全計画に基づく予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化等を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保と持続可能な維持管理体制の構築を図る。

漁港・漁場の利用や施設の施工・維持管理に当たっての効率化や省力化を図るとともに、資源評価への活用や漁業の生産性向上にも寄与するICTの導入を推進する。

漁港・漁場の整備・管理の効率化・高度化を図るためのICTやドローン・ロボット技術の活用促進、漁港・漁場に関する施設情報のデジタル化・集約化を推進する。

広域的・戦略的なインフラマネジメント(農林水産省の取組状況)

・人口減少や厳しい財政状況の中、市町村が農業集落排水施設の最適整備構想等を策定する際において、農業集落排水施設の統廃合等の再編計画の検討を行う場合に活用するものとして、「農業集落排水施設再編計画作成の手引き(案)」を作成。

《手引きの構成》

第1章 総論

- 1-1 再編計画の目的
- 1-2 手引きの適用範囲
- 1-3 再編計画の検討手順
- 1-4 再編計画の検討対象期間

第2章 再編計画の策定

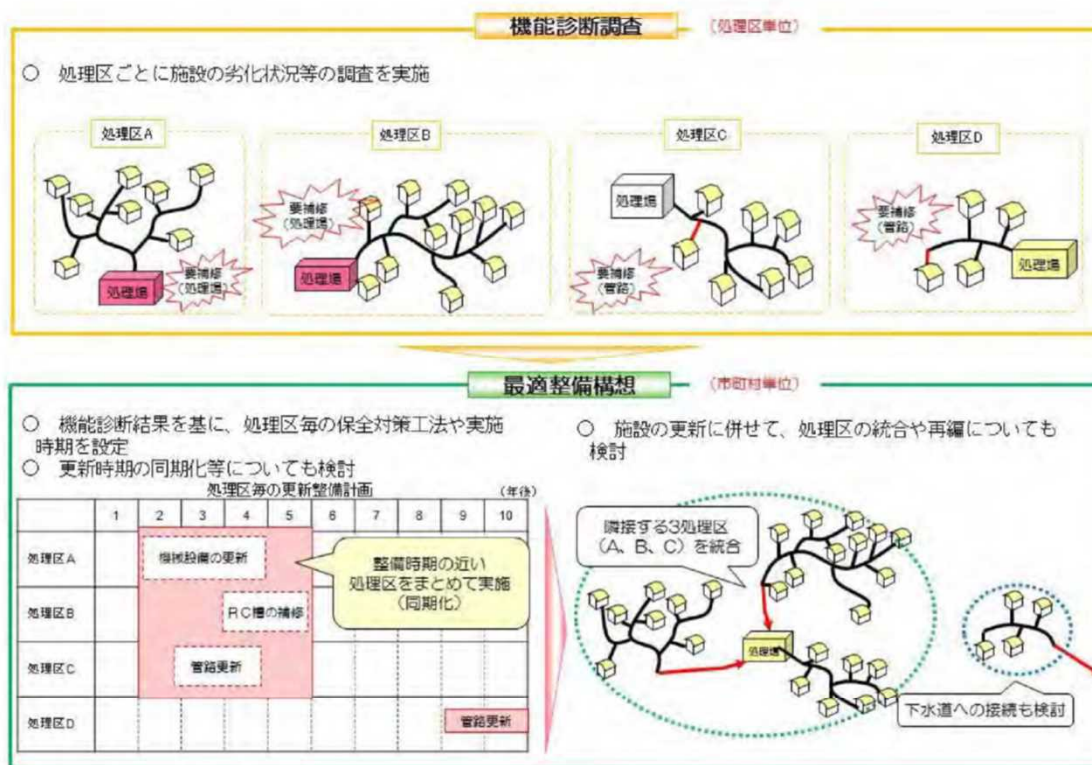
- 2-1 汚水処理の現状把握
- 2-2 検討条件の設定
- 2-3 再編検討範囲の概定
- 2-4 施設統合の検討
- 2-5 資源循環促進計画の見直し
- 2-6 維持管理手法の検討

第3章 施設再編の実施に向けた財産の取扱い等

- 3-1 再編方法に合わせた財産の取扱い
- 3-2 財産処分取扱い

参考資料

- (参考1) 農業集落排水施設の統廃合について
- (参考2) 再編計画参考例・記載例
- (参考3) 長期利用財産処分報告書の記載事例
- (参考4) 統合等の実施事例



(農業集落排水施設再編計画作成の手引き(案)(H28.8)より内閣府作成)

広域的・戦略的なインフラマネジメント(環境省の取組状況)

広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進(環境省)



広域化・集約化に係る手引き

- ・広域化・集約化の推進に繋がるように、主体となる都道府県及び管内市町村に向けて、「**広域化・集約化に係る手引き**」を2020年に策定。(一般廃棄物処理施設)
- ・同手引きにおいて、広域化・集約化を進める上で参考となる情報(事例)を整理。

手引きの構成

1. 総論

- 1. 1 通知発出の背景
- 1. 2 本手引きの目的

2. 新規通知の概要

- 2. 1 広域化・集約化の現状と今後の方向性
- 2. 2 広域化・集約化の必要性
- 2. 3 広域化・集約化計画の策定

3. 広域化・集約化に向けた取組の流れ及び各主体の役割

- 3. 1 取組の流れ及び取組の主体
- 3. 2 広域化・集約化を進める上での各主体の役割

4. 広域化・集約化を進める上での広域化ブロック内での検討

- 4. 1 広域化・集約化の実現可能性の調査
- 4. 2 広域化・集約化に参画する市町村の決定

5. 広域化・集約化を進める上での関係市町村間での検討・調整事項等

- 5. 1 広域化・集約化の方式
(組織体制、整備するごみ処理施設、ごみ処理フロー等)
- 5. 2 施設建設候補地の選定
- 5. 3 費用分担
- 5. 4 ごみの分別区分・有料化
- 5. 5 ごみの収集運搬
- 5. 6 過渡期のごみ処理方法
- 5. 7 住民理解の促進

別添 広域化・集約化の事例集

手引き・ガイドライン・事例集の記載事項(まとめ)

分野	主な内容
道路※1	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。 ▶各段階（計画・調整、利用者・住民との合意形成、関係機関協議）における主な検討項目・留意事項を、事例を交えつつ整理。 ▶取組事例を分析し、<u>どのような橋梁が集約・撤去の対象となっているか、どのような利用実態・周辺道路状況の時にどのような事業内容を選択しているか、体系的に整理。</u>
下水道※2	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。 ▶<u>広域化・共同化の形態、検討主体、検討手順を、事例を交えつつ整理。</u> ▶<u>広域化・共同化を推進する「協議会制度」※3等の制度概要を整理。</u>
都市公園※4	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。 ▶<u>統廃合を行う場合の基本的な考え方・手法を整理。</u>
農業集落排水施設※5	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。 ▶<u>再編計画の策定にあたっての検討手順・留意事項、再編の実施に向けた財産の取扱い等を整理。</u>
上水道※6	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。
学校※7	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。
廃棄物処理施設※8	<ul style="list-style-type: none"> ▶地方自治体における具体の取組事例・効果等を整理。 ▶<u>広域化・集約化の全体の取組の流れ、広域化ブロック内における実現可能性調査にあたっての留意事項、実際に取組を進める上での関係市町村間での検討・調整事項等を整理。</u> ▶<u>広域化・集約化を推進するための、都道府県、市町村、コンサルタントの役割を整理。</u>

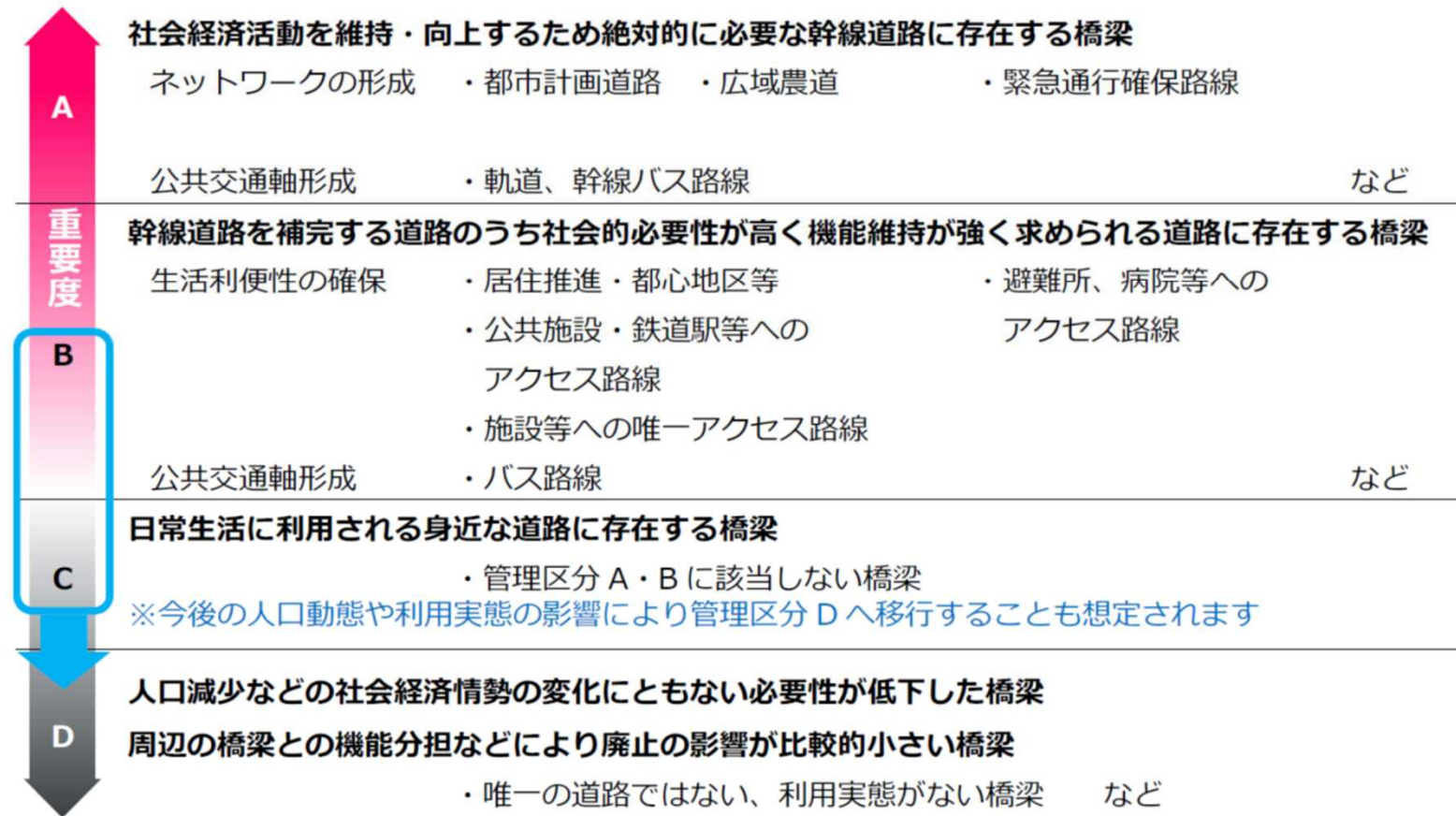
(注) 本表は各分野の手引き・ガイドライン・事例集の一部をまとめたものである

※1「道路橋の集約・撤去事例集」(R4.3 国土交通省 道路局) ※2「下水道事業における広域化・共同化の事例集」(R5.3 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
 ※3 下水道法に基づくもの。地方自治法の協議会制度とは異なり、議会の手続き等が不要で、下水道管理者の他、国や都道府県、日本下水道事業団、下水道公社等の参画も可能。連携の方向性や役割分担について具体的な方策を協議する場として活用できる簡便な制度。
 ※4「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」(H28.5 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課) ※5「農業集落排水施設再編計画作成の手引き」(H28.8 農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課)
 ※6「水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査」(R3.3 厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課) ※7「学校施設の集約化・共同利用に関する取り組み事例集」(R2.3 文部科学省)
 ※8「広域化・集約化に係る手引き」(R2.6 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)

【参考】富山市の取組事例

- ・富山市では、持続可能性の高い橋梁マネジメントを目指し、道路や橋の位置づけや役割などの「社会的性質」、健全性や構造などの「技術的性質」を総合的に評価し、対策と優先順位を判断。

＜管理区分の設定の考え方＞



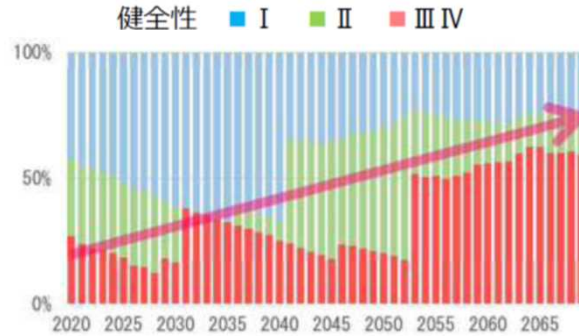
(富山市橋梁マネジメント修繕計画より抜粋)

【参考】富山市の取組事例

ケースⅠ	予算を十分に確保できていない状態で維持管理を継続した場合
ケースⅡ	予防的な修繕を行うなど、理想的な維持管理を実施した場合
ケースⅢ	橋梁トリアージに基づくメリハリのある維持管理を実施した場合

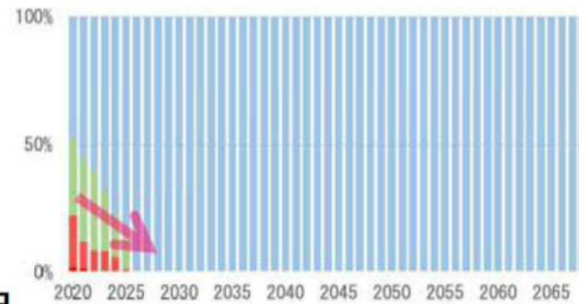
<50年間の総コストと健康状態の推移>

【ケースⅠ】



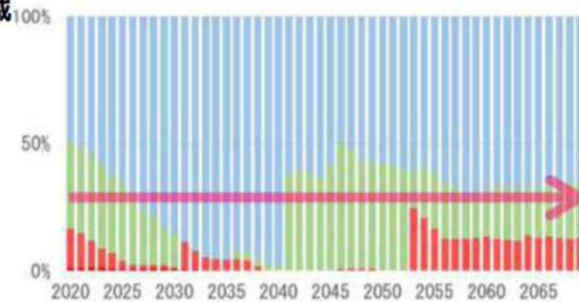
- ・例えば年間約9億円の予算では、橋の老朽化に対応が追い付かなくなり、不健康な橋が増加していきます。
- ・30年後には、半数が不健康な橋となります。

【ケースⅡ】



- ・予防的な対応を行うことができれば、早期に健康な状態となり、長期にわたり維持することができます。
- ・しかし、年間約27億円もの予算を確保し続ける必要があります。

【ケースⅢ】



- ・メリハリのある対応により、[ケースⅡ]よりもコストを抑えられます。
- ・長期的に見ると不健康な橋はなくなりますが、増加していないため、持続可能性が高い状態といえます。

(富山市橋梁マネジメント修繕計画より抜粋)

点検・診断等へのドローン・AI等の導入促進

【R4. 11. 22_経済財政諮問会議】

《資料（官民連携による国内投資の拡大に向けて～成長のための投資と改革～）抜粋》

・・・ドローンやAI等を用いたインフラ維持管理手法を早期に展開するため、自治体側のニーズをくみ取った横展開を行うべき。

《民間議員の意見》

・・・減災、予防保全については、ドローンやデータなどの技術の活用が大変重要。こういった分野には、地域も含め新たな雇用が生まれてくる。

▶各省庁における主な取組状況は、以下のとおり。

- ・維持管理における新技術導入の手引き等の作成 《国土交通省ほか》
→維持管理業務に新技術を導入する際の手順、検討事項・留意事項・先進事例等を整理。
- ・新技術利用のガイドラインの作成 《国土交通省（道路分野）》
→道路の定期点検業務の中で受発注者が確認するプロセスを整理。
- ・点検技術カタログの作成 《国土交通省》
→道路、河川・ダム、港湾等における点検の効率化・高度化を推進するため、点検に活用可能な技術を整理。

等

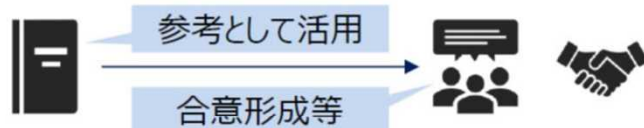
【参考】点検・診断等へのドローン・AI等の導入促進（国土交通省の取組状況）

インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）

- 維持管理業務に新技術を導入する際に工夫・留意すべき点について整理することで、**新技術の導入を加速し、横断的な展開を促進**することを目的に、令和3年3月に**新技術導入の手引き（案）**を作成。
- 市区町村の職員を対象とし、新技術導入プロセスや事例集を記載。

<新技術導入の手引きの概要>

手引きの活用イメージ



- インフラの維持管理業務に新技術を導入するにあたり工夫・留意すべき事項を整理
- **新技術導入の検討段階や実際に本格導入を進める際に参考**とする

想定する読者



市区町村などの自治体において各種インフラの維持管理業務を担う職員



業務が逼迫しているなど、インフラ維持管理に課題認識を持っているものの、新技術導入の具体的な進め方のイメージ（合意形成段階等）が持てない

漠然と新技術導入について関心があるものの、何から考え始めればよいか分からない

手引きの構成

	章	概要
I	はじめに	手引きの目的やターゲットとする読者、活用方法等を明示
II	新技術導入の手順	新技術導入プロセスを5段階（担当部署内での事前検討／導入の意思決定及び予算確保に向けた調整／現場試行／本格導入／現場職員への説明会、評価、改善・改良）に分け、各ステップの検討事項やポイントを具体的に説明
III	事例集	新技術導入事例（計5事例※）について、概要・導入経緯・内部説明等を取りまとめ、明示 ※3D 活用技術、衛星SAR・レーザー打音点検、路面平坦性計測、ドローンでの橋梁職員点検の導入事例について記載

【参考】点検・診断等へのドローン・AI等の導入促進(国土交通省の取組状況)

点検支援技術性能カタログ

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。
- 直轄国道の橋梁とトンネルの定期点検の一部項目において、令和4年度から点検支援技術の活用を原則化。令和5年度からは原則化項目を拡大
- 直轄国道の舗装の定期点検においても、令和5年度から点検支援技術の活用を原則化する予定。(カタログの中から一定以上の精度が確認されている技術を選定)

<主な掲載技術>

【橋梁・トンネル】(H31. 2 ~)

画像計測

- ・橋梁 : 61技術
- ・トンネル : 32技術



ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握

非破壊検査

- ・橋梁 : 31技術
- ・トンネル : 21技術



AEセンサを利用した
PCグラウト充填把握



レーザーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

- ・橋梁 : 53技術
- ・トンネル : 14技術



光ファイバーセンサーによる
橋梁モニタリング



トンネル内附属物の
異常監視センサー

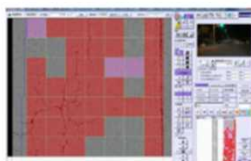
データ収集・通信

- ・3技術

【舗装】(R4. 9 ~)

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

- ・13技術



AIによる路面性状解析



車載装置による路面性状測定

【道路巡視】(R5. 3 ~)

ポットホール

- ・5技術



スマートフォンやドライブレコーダー
による舗装損傷検知



3次元レーザーセンサ
を用いた舗装損傷検知

【参考】点検・診断等へのドローン・AI等の導入促進（農林水産省の取組状況）

1. 新技術の導入促進及び高度化に向けた取組

- 「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、当省が所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進する中期的な取組の方向を示した「**インフラ長寿命化計画（行動計画）**」を令和3年3月31日に改定した。
- 「インフラ長寿命化計画（行動計画）」では、「新技術の開発・導入」に関し、現状及び取組の方向性を示した。
- 現状では、**施設を管理するための労働力が不足**しつつあること等から、**点検・機能診断コストの低減を図るとともに、省力化や診断精度を高める新技術の開発・導入が必要**。
- 今後は、目視中心の従来の点検手法に加え、**UAV等のセンシング技術を活用した施設の現状把握手法の導入**を進めるなど、更なる新技術の研究・開発・導入に取り組む。



（第6回EBPMアドバイザーボード（R4.4.11）資料より抜粋）

【参考】点検・診断等へのドローン・AI等の導入促進（農林水産省の取組状況）

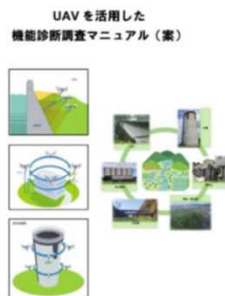
農業水利施設等における新技術の活用・高度化状況

- ダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるとともに地域の防災・減災にも貢献している。農業農村整備事業においては、施設約7.6千箇所及び用排水路約5万kmをこれまでに整備してきており、これら施設の管理は主に土地改良区が担っている。
- これらの農業水利施設の管理の省力化・高度化を図るため、ロボットやAI等の利用を推進しているところ。
- 具体的には、
 - ・ UAVを活用した点検手法を明記した「UAVを活用した機能診断調査マニュアル（案）」を令和2年3月に策定。（①）
 - ・ 定期点検における状態の把握方法について、近接目視に変わるUAV等による方法も採用可能とするなど、新技術の活用状況を把握するなどし、手引き等を適切に改定（「農道保全対策の手引き」を令和3年4月に改定）。
 - ・ 潤滑油診断技術等によるポンプ設備の状態監視手法に関する「農業用施設機械（ポンプ設備）における状態監視の手引き（案）」を令和3年3月に策定。（②）
 - ・ AIを用いた機能診断技術を確立するため、令和4年度は過年度に実施した実証実験結果等を踏まえ、実際の活用のための手順書の作成に向けた検討等を実施。（③）



頭首工点検における
UAV活用状況

①UAVを活用した点検・機能診断



UAVを活用した機能診断
調査マニュアル（案）



潤滑油診断によるポンプの
状態監視状況

②ポンプ設備への
新技術活用



現状（目視による機能診断）



- ・ 軽微な変状が見られる。
- ・ 全体の中で特に漏水リスクが高い。

AI（画像診断技術を活用し写真から
施設の機能診断とリスク評価を実施）

③AIを用いた機能診断技術

（農林水産省より提供）

【参考】点検・診断等へのドローン・AI等の導入促進(厚生労働省の取組状況)

水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集

- 令和3年度から(公財)水道技術研究センター(JWRC)において、新技術を用いた具体的な点検方法や活用事例を事例集としてとりまとめる取組を開始し
- これまでに、令和5年3月時点で26事例を掲載。
- JWRCでは、今後も定期的に新技術の事例を公募し、拡充していく予定。

新技術事例集の構成

新技術情報	
水道施設の種類	取水施設 貯水施設 ○ 浄水施設 ○ 配水施設 計測設備 その他()
維持区分	○ 点検 () ○ 維持(運転、運用、監視、保守、診断等) 修繕(補修、補修を要む) ○ 保全(異常発生、予防保全等) その他()
キーワード	センサー(漏水検知)、漏水、閉塞、経路管理、管路、ロガー、通信、IoT、携帯機

新技術名称 管路漏水監視システム リークネット
事業者名 フジテコム株式会社

① 新技術の概要
高度なセンサーを搭載したローコストのセンサーが、管路の付随物に設置、管路に伝達する音圧レベルを測定、記録、分析することで漏水等の管路に異常があるかを判定するシステムであり、管路の維持管理の効率化を図ります。合わせて設置されたデータセンターは、3時間ごとの検知によるデータ収集方式の「公衆通信回線(LTE-M)によりデータ収集する方式」がある。

② 特小電力機器によるデータ収集方式

・監視型機器(監視装置)

漏水等の異常を検知するために、管路の付随物に設置、管路に伝達する音圧レベルを測定、記録、分析することで漏水等の管路に異常があるかを判定するシステムであり、管路の維持管理の効率化を図ります。合わせて設置されたデータセンターは、3時間ごとの検知によるデータ収集方式の「公衆通信回線(LTE-M)によりデータ収集する方式」がある。

③ 携帯型機器(LTE-M)によるデータ収集方式

・携帯型機器(携帯装置)

漏水等の異常を検知するために、管路の付随物に設置、管路に伝達する音圧レベルを測定、記録、分析することで漏水等の管路に異常があるかを判定するシステムであり、管路の維持管理の効率化を図ります。合わせて設置されたデータセンターは、3時間ごとの検知によるデータ収集方式の「公衆通信回線(LTE-M)によりデータ収集する方式」がある。

④ 新技術の特徴

【新技術】

- 水道施設に設置するセンサーが、高度なセンサーを搭載したローコストのセンサーが、管路の付随物に設置、管路に伝達する音圧レベルを測定、記録、分析することで漏水等の管路に異常があるかを判定するシステムであり、管路の維持管理の効率化を図ります。合わせて設置されたデータセンターは、3時間ごとの検知によるデータ収集方式の「公衆通信回線(LTE-M)によりデータ収集する方式」がある。

【メリット】

- センサーが、管路の付随物に設置、管路に伝達する音圧レベルを測定、記録、分析することで漏水等の管路に異常があるかを判定するシステムであり、管路の維持管理の効率化を図ります。合わせて設置されたデータセンターは、3時間ごとの検知によるデータ収集方式の「公衆通信回線(LTE-M)によりデータ収集する方式」がある。

【導入効果】

- 保存した測定データは、弊社独自のアルゴリズムを使用して分析し、毎日精度の高い漏水判定を行った上で、異常発生メールで通知する。早期発見が可能。
- 管路による管路状態の変化を常時監視することで、異常等の漏水発生を早期に検知し事故を最小限に抑えることが出来る。
- 漏水の発生が把握できることにより、施設更新計画の検討データに活用できる。
- 監視装置が、管路の付随物に設置、管路に伝達する音圧レベルを測定、記録、分析することで漏水等の管路に異常があるかを判定するシステムであり、管路の維持管理の効率化を図ります。合わせて設置されたデータセンターは、3時間ごとの検知によるデータ収集方式の「公衆通信回線(LTE-M)によりデータ収集する方式」がある。

新技術情報

- 水道施設の種類
- 技術区分
- キーワード
- 新技術名称
- 新技術の概要
- 新技術の特徴(適用範囲・効果等)
- 技術評価・成果確認等実績等
- 導入事業者
- 導入事業者からのコメント
- その他(特記事項)
- 新技術紹介サイト
- 問い合わせ先

主な掲載技術

振動センサーを活用した水道管の漏水検知システム



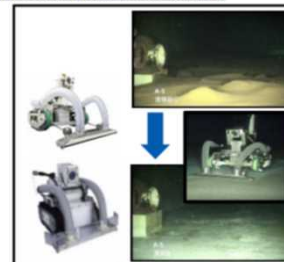
出典: JWRC

水質モニターを活用した排水管理を行う技術



出典: JWRC

水中ロボットを活用した水道施設の調査および清掃をする技術



出典: JWRC

(第9回EBPMアドバイザーボード(R5.4.17)資料より抜粋)

参考② デジタル臨時行政調査会

デジタル臨時行政調査会の取組について —アナログ規制の見直し—

2022/4/19 第35回 国と地方のシステムWG

デジタル臨時行政調査会について

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定し、3つの改革に係る横断的課題を一体的に検討。



構成員

【会長】内閣総理大臣 【副会長】デジタル大臣、内閣官房長官

【構成員】

- ・ 総務大臣 ・ 財務大臣 ・ 経済産業大臣
- ・ 内閣府特命担当大臣（規制改革） ・ 行政改革担当大臣

（有識者）

- ・ 大槻 奈那 名古屋商科大学ビジネススクール 教授
ピクテ・ジャパン シニア・フェロー
- ・ 金丸 恭文 フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長
- ・ 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- ・ 高島 宗一郎 福岡市長
- ・ 綱川 明美 株式会社ピースポーク 代表取締役社長
- ・ 十倉 雅和 日本経済団体連合会 会長
- ・ 南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
- ・ 村井 純 慶応義塾大学 教授

これまでの開催実績

- ・ 令和3年11月16日 デジタル臨時行政調査会（第1回）
：「デジタル臨時行政調査会における論点（案）」等を審議
- ・ 令和3年12月22日 デジタル臨時行政調査会（第2回）
：「デジタル原則」等を審議
- ・ 令和4年3月30日 デジタル臨時行政調査会（第3回）
：デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について議論
- ・ 令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会（第4回）
：「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を審議
- ・ 令和4年10月27日 デジタル臨時行政調査会（第5回）
：規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について議論
- ・ 令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会（第6回）
：デジタル原則を踏まえた工程表の確定等について議論

事務局

- ・ デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）

構造改革のためのデジタル原則

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務についてデジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

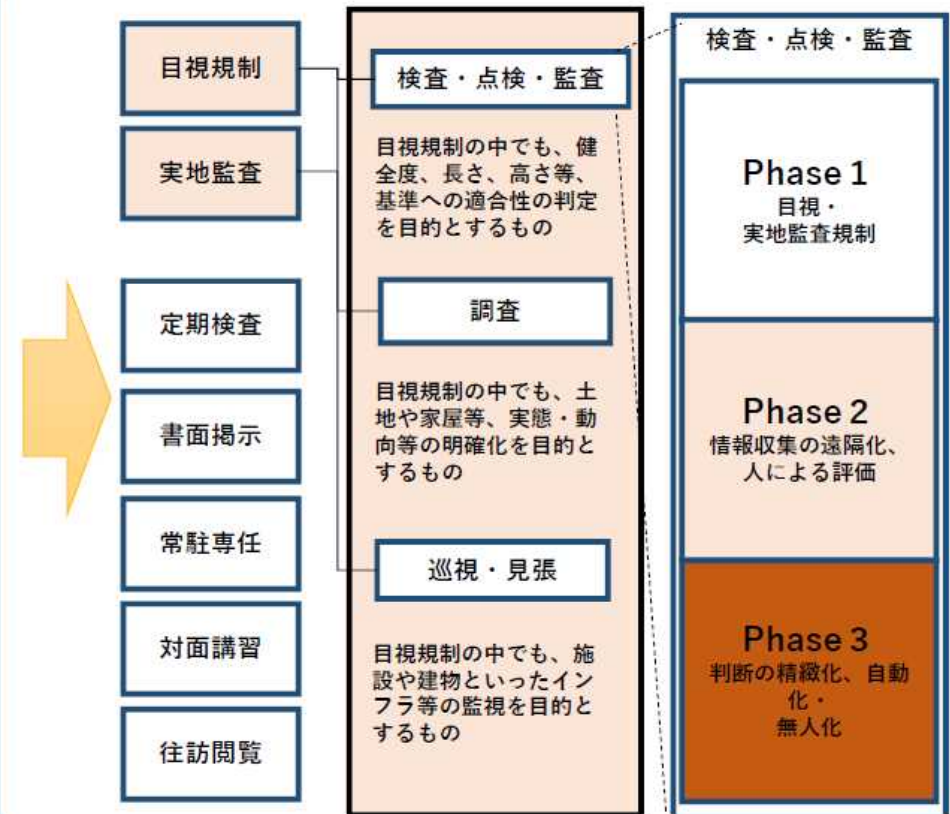
○ 構造改革のためのデジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方 (目視規制・実地監査の例)



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

- ・ 目視…………… 2927条項
- ・ 定期検査・点検… 1034条項
- ・ 実地監査…………… 74条項
- ・ 常駐・専任…………… 1062条項
- ・ 対面講習…………… 217条項
- ・ 書面掲示…………… 772条項
- ・ 往訪閲覧・縦覧… 1446条項
- ・ FD等記録媒体………2095条項
- ・ その他の規制…………… 42条項

合計 9669条項 (100%) 全ての方針及び工程表確定

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等			
	法令等改正手続			

見直しに向けた工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
 ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

アナログ規制の見直しの効果

昨年6月に策定された「一括見直しプラン」に掲げられている**改革の効果**

人手不足の解消
・生産性の向上

経済成長

スタートアップ等の勃興
・成長産業の創出

行政の在り方の変革

- 業務が合理化されることによる、**人手不足の解消・生産性の向上**
- **行政の在り方の変革**による、国民側の利便性の向上／行政側の負担軽減・質の向上

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し
 - ・ 遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上
 - ・ 常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上
- 常駐・専任規制の見直し
 - ・ テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
 - ・ 複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献
- 対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し
 - ・ 講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、利便性が向上
- FD等の記録媒体を求める規制の見直し
 - ・ 申請等を行う側においてテレワークが可能になるほか、行政事務の合理化にも寄与

- 幅広い業界におけるデジタル化が進むことによる、**経済の成長**
- 様々な技術の活用が進むことによる**スタートアップ等の勃興・成長産業の創出**

規制の
見直し

民間における
技術の進展

- ・ 「規制の見直し」が「技術の進展」をもたらし、それが更なる「規制の見直し」に繋がるという正のスパイラル
- ・ その好循環の中で、新たな成長産業が創出され、経済成長も実現

アナログ規制の見直しの例（分野別）④

インフラ・製造（電力・通信・ガス等）

●河川・ダム、都市公園等の巡視・点検：
（河川・ダム）2023年3月まで、（都市公園等）2024年6月まで
（参考）河川延長123,948km（一級・二級）、都市公園等111,525箇所（いずれも2020年）
これまで、河川・ダムや都市公園の維持修繕の点検を基本目視で実施しているところ、ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進めることで、インフラ管理の効率化と安全性の向上を図る。

●水道事業者等が行う水質検査：2024年6月まで
（参考）上水道事業：事業数1,312、給水人口1億2,128万人（2020年度末）
定期的な検査が必要な水質基準51項目のうち、連続自動測定装置について検証を行い、妥当と判断された項目について、同装置の活用による検査頻度緩和の適用拡大を図る（現在3/51項目）。

●簡易専用水道の定期検査：2024年6月まで
（参考）簡易専用水道：206,461施設（2020年度末）
簡易専用水道の設置者は、管理基準に従い受水槽以降の給水施設を衛生的に管理し、その管理状況について定期に検査を受検しなければならないところ、施設の衛生的な管理や費用対効果に留意しつつ、常時監視技術等の活用による検査周期の延長を検討し、結論を得る。

●無線局における主任無線従事者の常駐：2024年6月まで
（参考）無線局数：約262万局（2021年度末）（陸上移動局（電気通信業務用）、簡易無線局、アマチュア無線局を除く）
無資格者が無線設備を操作する際に同一構内に常駐が必要な主任無線従事者について、デジタル技術等により業務を遠隔で実施できる範囲を拡大し、業務の効率化や働き方の選択肢の拡大を図る。

●電気通信事業の事業場における電気通信主任技術者の常駐：2024年6月まで
（参考）電気通信主任技術者数（2021年）：約8万人
事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに選任が必要とされる電気通信主任技術者について、常駐は不要である旨の解釈を明確化し周知することにより、安全・安心の確保と生産性向上の両立を図る。

●道路台帳の閲覧：2024年6月まで
道路台帳について、閲覧の際、多くの場合、各地方の閲覧所等に赴く必要があったが、ホームページ等で時間・場所を問わずに閲覧が可能になり、国民の利便性の向上につながる。

●都市計画制度における開発許可に関する情報の閲覧：2024年3月まで
都道府県知事等が、建築物の建築等を目的として行う開発行為の許可をしたときは、開発許可の内容を記載した「開発登録簿」を作成し、閲覧の際、国民に閲覧所に赴くことを求めているが、時間・場所を問わず、インターネット上でも閲覧可能となる状態を目指す。

●電気工事を行う者に対する定期講習：2024年6月まで
年間1万人以上の者が試験に合格する第1種電気工事士が5年に1度受ける講習について、今後、申込、受講、修了証発行までの一連のプロセスを、受講者が指定場所に一度も行くことなく、完結することを可能にする。

●高圧ガスを扱う施設の災害防止に関する講習：2024年6月まで
一部で既に実現している受講申込、講習受講のオンライン化に加え、申込、受講（実習等を除く）、修了証発行までの一連のプロセスを、指定場所に訪問することなく、完結することを2024年には可能とする。

●液化石油ガス販売事業者の標識の掲示：2024年6月まで
（参考）液化石油ガス販売事業者：約1万7,000業者
一般消費者等が、販売所に赴かなくとも、登録を受けた液化石油ガス販売事業者であることを、時間・場所を問わずインターネット上でも確認可能とし、安心して液化石油ガスを購入できるようにする。